

# 令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱

令和6年3月21日

砥部町告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい者を抱える家族の扶助並びに障がい者の自立及び社会参加の促進等の障がい者福祉を目的に、障がい者福祉団体が行う自由で個性的な活動を支援するため、町が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる要件は、次のとおりとする。

- (1) 町内在住の障がい者又はその家族を主な構成員とし、町内に活動の拠点があり、公益性のある活動を行い、補助金交付申請時において現にその活動の事実が認められる団体であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業が、他の補助事業の対象とならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けようとする事業の目的が、前条の補助金の趣旨に合致すること。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助の対象となる経費は、別表に掲げるもので、交付する補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 障がい者福祉団体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他町長が必要とする資料

(補助金交付決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定において必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金の交

付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助事業(内容変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助団体は、補助事業完了後、速やかに令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額精算調書
- (2) 事業実績調書
- (3) 収支決算書
- (4) その他町長が必要とする資料

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、報告内容を審査し、相当と認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助団体は、町長から補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金精算払請求書(様式第6号)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定により補助団体から補助金の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 町長は、前2条の規定にかかわらず補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助団体は、概算払を受けようとするときは、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助団体が補助事業を廃止したとき。
- (2) 補助団体が解散したとき。
- (3) 補助団体が、補助事業を中止し、又は活動を停止し、補助事業年度内に適正に事業又は活動を再開する見込みがないとき。
- (4) 補助事業年度内に補助事業を遂行できる見込みがないとき。
- (5) 不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- (6) 補助事業の実施方法等が著しく不相当で、町長の改善命令によっても改善する

見込みがないとき。

(補助金の返還命令)

第 13 条 町長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の概算払後において補助金交付決定の取消しを受けたとき。
- (2) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 当該補助事業の完了により収益が生じたとき。

(報告の徴収)

第 14 条 町長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して必要と認める事項の報告を求め、又は帳簿書類等を検査することができる。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助団体は、事業に係る収入支出を明らかとする帳簿及び証拠書類を整備し、事業年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、運用上必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費
<p>事業を行うために必要な賃金、人件費(雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員などの労働者に関わるものに限る。)報償費、消耗品費、飲食費(会議等における茶菓子及び来賓等への弁当のほか、補助目的と飲食費が密接に関わるものに限る。)、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、使用料、賃借料、分担金又は負担金(当該団体が組織する団体に対するものは補助対象としないが、その団体と共同で行う事業に対するものは、補助対象経費とする。)</p>

※なお、交際費、慶弔費、懇親会費その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないものは補助対象外経費とする。

様式第1号(第4条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請者

氏 名

令和6年度において、砥部町障がい者福祉団体活動費補助金の交付を受けたいので、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円也

2 申請理由

- (1) 障がい者を持つ家族の扶助のため
- (2) 障がい者の自立、社会参加のため
- (3) 障がい者の理解の促進のため
- (4) その他の障がい者福祉( )のため

3 添付書類

- (1) 補助金所要額調書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)
- (4) その他町長が必要とする資料

別紙 1

令和 6 年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金所要額調書

項目 事業名	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	補助対象経費支 出額 (D)	選定額 (E)	補助金所要額 (E) × 1/2 (F)
	円	円	円	円	円	円
合計						千円

- 注 1 総事業費(A)欄は、対象経費であるか否かを問わず、事業に係る全ての経費を記入すること。
- 2 補助対象経費支出額(D)欄は、別表に掲げる経費を記入すること。
- 3 選定額(E)欄は、(C)欄と基準額(D)欄とを比較して少ない額を記入すること。
- 4 補助金所要額(F)欄は、それぞれ事業ごとに1円単位(1円未満は切り捨てる。)まで求め、合計欄は1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

事業計画書

事業名	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
事業の目的	
事業内容	

事業ごとに作成すること。

別紙3

収 支 予 算 書

( 収 入 )

単位：円

収 入 項 目	金 額	説 明
合 計		

( 支 出 )

単位：円

支 出 項 目	金 額	左のうち補 助対象経費	説 明
合 計			

- 1 対象外経費を含めた事業費全体の収支を記載すること。
- 2 事業ごとに作成すること。

様式第2号(第5条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付決定通知書

砥部町指令 第 号  
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金について、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

1 補助金交付額 金 円也

2 条件

- (1) 補助金交付の対象となる事業内容は、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付申請書記載のとおりとする。

様式第3号（第6条関係）

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助事業  
（内容変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

砥部町長

様

住 所

補助団体

氏 名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付決定の通知があった砥部町障がい者福祉団体活動費補助事業について（内容変更・中止・廃止）したいので、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

1 補助事業変更承認申請

（1） 変更承認申請額 金 円也

（2） 変更内容及び理由

（3） 添付書類（補助金交付申請書の添付書類を変更したもの）

ア 補助金所要額調書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ その他町長が必要とする資料

2 補助事業の中止又は廃止

（1） 中止・廃止の理由

（2） 中止・廃止の時期

様式第4号(第7条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費実績報告書

年 月 日

砥部町長 様

住所  
補助団体  
氏名

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で補助金交付決定の通知があった令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費の実績について、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金所要額精算調書(別紙1)
- 2 事業実績調書(別紙2)
- 3 収支決算書(別紙3)
- 4 その他町長が必要とする資料

別紙 1

令和 6 年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金所要額精算調書

項目 事業名	総事業費 (A) 円	寄附金その 他の収入額 (B) 円	差 引 額 (A) - (B) (C) 円	補助対象経 費支出額 (D) 円	選定額 (E) 円	補助金所要 額 (E) × 1 / 2 (F) 円	補助金交 付決定額 (G) 円	概算払受領 額 (H) 円	要 精 算 額 (G) - (H) 円
合 計						千円	円	円	円

- 注 1 総事業費(A)欄は、対象経費であるか否かを問わず、事業に係る全ての経費を記入すること。
- 2 補助対象経費支出額(D)欄は、別表に掲げる経費を記入すること。
- 3 選定額(E)欄は、(C)欄と基準額(D)欄とを比較して少ない額を記入すること。
- 4 補助金所要額(F)欄は、それぞれ事業ごとに1円単位(1円未満は切り捨てる。)まで求め、合計欄は1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

## 事業実績調書

事業名	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
事業効果	
特記事項	

事業ごとに作成すること。

## 収 支 決 算 書

( 収 入 )

単位：円

収 入 項 目	金 額	説 明
合 計		

( 支 出 )

単位：円

支 出 項 目	金 額	左のうち補 助対象経費	説 明
合 計			

- 1 対象外経費を含めた事業費全体の収支を記載すること。
- 2 事業ごとに作成すること。

様式第5号(第8条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日付け、砥部町指令 第 号で交付決定した令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金について、年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、適当と認めますので、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円也

様式第6号(第9条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金精算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所  
補助団体  
氏名 ⑩

年 月 日付け、第 号で確定通知があった令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金について、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円也

内 訳

補助金交付決定額 金 円

補助金概算払受領済額 金 円

補助金確定額 金 円

今回請求額 金 円

様式第7号(第11条関係)

令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金概算払請求書

年 月 日

砥部町長 様

住所  
補助団体  
氏名 ⑩

年 月 日付け、砥部町指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金について、令和6年度砥部町障がい者福祉団体活動費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円也

内 訳

- |                |   |   |
|----------------|---|---|
| (1) 補助金交付決定額   | 金 | 円 |
| (2) 補助金概算払受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 今回請求額      | 金 | 円 |
| (4) 残 額        | 金 | 円 |

2 概算払を必要とする理由